

## 平田議員運転免許失効に関する議会对応経緯

6月24日（水）

- ・平田議員が鯉沢警察署で運転免許証の記載事項変更手続きを行った際に、運転免許が失効していることが判明した。
- ・同日、本人が SNS（フェイスブック）で約4か月に渡り運転免許証失効中に運転していたことを投稿した。

6月25日（木）

- ・議会事務局に SNS 投稿に関する問い合わせがあった。
- ・議長、副議長及び議会運営委員長で協議をして、本人から事情を聴取した。
- ・本人からは、鯉沢警察署において「うっかり失効」であり、「厳重注意」と説明を受けた旨の説明があった。また運転免許失効中に運転したことを SNS に投稿したことを認めた。
- ・議長、議会事務局で鯉沢警察署を訪問し、本人の説明のとおり「厳重注意」であったことを確認した。

6月26日（金）10時～ 全員協議会、11時30分～ 議会对応を検討する協議会

- ・10時から全員協議会を開催し、これまでの経過の説明、本人からの説明及び質疑をおこなった。
- ・本人退席後、今後の対応について協議を行い、辞職勧告、厳重注意などさまざまな意見がでた。その中で、今後の議会对応を検討する協議会を議会運営委員会及び議長、副議長で構成することを決めた。

6月29日（月）9時30分～ 全員協議会

- ・協議会での意見を参考に意見集約を行い、平田桃子議員に対する辞職勧告を提案することに決まった。

7月2日（木）10時～ 議会改革推進会議及び議会改革特別委員会

- ・10時から議会改革推進会議及び議会改革特別委員会を開催し、臨時議会での案件の協議を行った。

7月6日（月）10時～ 第4回臨時議会

- ・平田桃子議員 辞職勧告決議 可決

○議会としての喫緊の対応

1. 全議員の運転免許証の確認
2. 議員の情報発信ガイドラインの策定
3. 議会の信頼性及び倫理意識の一層の向上を図るため、富士川町議会基本条例の一部を改正

## 平田桃子議員に対する辞職勧告決議

令和 8 年 6 月 26 日に開催した議員全員協議会において、平田桃子議員の運転免許失効事案について議会としての対応を協議した結果、本件については慎重かつ適切な対応が必要であると判断した。

これを受け、事実関係、本人及び関係機関への確認、関係法令、議会及び町行政への影響並びに町民の信頼への影響について総合的に検討を行った。

その結果、本件は警察において更新忘れによる運転免許の失効と判断され、書類送検等の対象とはならず、厳重注意とされたことを確認した。

しかしながら、議員は町民の負託を受けた公職であり、一般の町民以上に法令遵守と高い倫理観が求められる立場にある。本人への聞き取りにより、約 4 か月に及び免許失効期間中も日常的に自動車を運転していたことが確認された。

まず、最初に本人がなすべきことは、法令に違反したことを議会へ報告し、謝罪することであつたにも関わらず、先に SNS で発信した。その内容は議員としてふさわしくない文面であつた。

富士川町は、前町長による不祥事により町政及び議会への信頼が大きく損なわれた経緯があり、その後、行政及び議会が一体となって信頼回復に努めてきた。本件は、その積み重ねてきた信頼回復への努力に影響を及ぼす重大な事案である。

富士川町議会は、町民に信頼される議会を目指し、議会改革に取り組んできた。本件は、その信頼を大きく損なうものであり、議会として看過することはできない。

なお、本決議は刑事上の責任の有無を判断するものではなく、議員として負うべき政治倫理上及び道義上の責任並びに町民の信頼確保の観点から総合的に判断したものである。

以上のことから、議会としての意思を明確に示し、町民への説明責任を果たすため、平田桃子議員に対し、速やかにその職を辞するよう勧告する。

以上、決議する。

令和 8 年 7 月 6 日

富士川町議会